

一般社団法人和歌山県サッカー協会会員規程

【目的】

第1条 この規則は、一般社団法人和歌山県サッカー協会(以下「本協会」という。)の定款に基づき、会員に関し必要な事項について定める。

【会員の種別】

第2条 定款6条に基づき、会員は次の三種とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した団体及び個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した団体及び個人
- (3) 特別会員 本協会の設立にあたり功績のあった個人

【入会】

第3条 会長は、会員になろうとする者より、入会届の提出があった場合は、理事会に諮らなければならない。

- 2 会長は、前項の理事会の結果を、会員になろうとする者に通知しなければならない。

【入会金】

第4条 定款第8条の入会金は、次のとおりとする。

正会員(個人を除く) 20,000円

- 2 入会金はKICKOFF収納代行にて徴収する。

【会費】

第5条 定款第8条の会費は、年額とし、その額は別表のとおりとする。

- 2 入会金はKICKOFF収納代行にて徴収する。
- 3 新たに入会した会員は、第3条第2項の通知があった日から、14日以内に会費を納入しなければならない。
- 4 会員は、毎年6月末までに会費を納入しなければならない。

【退会手続き】

第6条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

【改廃】

第7条 この規則の改廃は、理事会の決議による。

【附則】

1この規則は、平成17年12月2日から施行する。

1この規則は、平成24年6月1日から施行する。

1この規則は、令和5年11月11日から施行する。